

給水装置工事の手続きについて改訂 対照表

新	旧	備考欄																																																																																																																																				
<p>はじめに</p> <p>住宅等の新築や改築、又は解体をするときは、同時に水道を利用（又は廃止）するために給水装置の新設や改造、撤去の工事が必要となります。</p> <p>給水の申込み（廃止）手続きは、利用者（設置者）からの委託を受けて三浦市の指定給水装置工事事業者（以下「指定工事店」という。）が給水装置工事の申込みを行います。</p> <p>水道を利用、給水を受けるための一般的な工事の申込み事務手続きについて説明します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0;">給水装置工事の手続きの流れ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr style="background-color: #0056b3; color: white;"> <th>設計</th> <th>申請</th> <th>承認</th> <th>施工</th> <th>検査</th> <th>給水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">給水装置の設置者(委託代理人 指定工事店)</td> </tr> <tr> <td>事前相談</td> <td>設計</td> <td>工事申込書</td> <td>指定金融機関 納金</td> <td>工事着手</td> <td>工事完成</td> </tr> <tr> <td>事前指導</td> <td>受付</td> <td>設計審査</td> <td>(納付書発行)承認</td> <td>内容確認</td> <td>台帳保管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日図 提出</td> <td>○しゅん工図面 ○市納金領収書(写)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>本管せん孔</td> <td>メーター取付</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>写真提出</td> <td>図面提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>メーター出庫</td> <td>しゅん工検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合格</td> <td>内容確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>メーター取付</td> <td>給水開始</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>メーター取付</td> <td>給水開始</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">三浦市水道</p> <p style="font-size: x-small;">※ 1 本管せん孔を伴わない工事については省略 ※ 2 メーター出庫を伴わない改造工事等については省略</p> </div> <p>1～2 (略)</p> <p>3 給水装置工事申込書の作成 給水装置工事申込書（第 1 号様式（以下「工事申込書」という。））に必要事項を記入します。</p>	設計	申請	承認	施工	検査	給水	給水装置の設置者(委託代理人 指定工事店)						事前相談	設計	工事申込書	指定金融機関 納金	工事着手	工事完成	事前指導	受付	設計審査	(納付書発行)承認	内容確認	台帳保管					日図 提出	○しゅん工図面 ○市納金領収書(写)					本管せん孔	メーター取付					写真提出	図面提出					メーター出庫	しゅん工検査					合格	内容確認					メーター取付	給水開始					メーター取付	給水開始	<p>はじめに</p> <p>住宅等の新築や改築、又は解体をするときは、同時に水道を利用（又は廃止）するために給水装置の新設や改造、撤去の工事が必要となります。</p> <p>給水の申込み（廃止）手続きは、利用者（設置者）からの委託を受けて三浦市の指定給水装置工事事業者（以下「指定工事店」という。）が給水装置工事の申込みを行います。</p> <p>水道を利用、給水を受けるための一般的な工事の申込み事務手続きについて説明します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white;">給水装置工事の手続きの流れ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr style="background-color: #0056b3; color: white;"> <th>設計</th> <th>申請</th> <th>承認</th> <th>施工</th> <th>検査</th> <th>給水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">給水装置の設置者(委託代理人 指定工事店)</td> </tr> <tr> <td>事前相談</td> <td>設計</td> <td>工事申込書</td> <td>指定金融機関 納金</td> <td>工事着手</td> <td>工事完成</td> </tr> <tr> <td>事前指導</td> <td>受付</td> <td>設計審査</td> <td>(納付書発行)承認</td> <td>内容確認</td> <td>台帳保管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日図 提出</td> <td>○しゅん工図面 ○市納金領収書(写)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>本管せん孔</td> <td>メーター取付</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>写真提出</td> <td>図面提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>メーター出庫</td> <td>しゅん工検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合格</td> <td>内容確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>メーター取付</td> <td>給水開始</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>メーター取付</td> <td>給水開始</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">三浦市水道</p> <p style="font-size: x-small;">※ 1 本管せん孔を伴わない工事については省略 ※ 2 メーター出庫を伴わない改造工事等については省略</p> </div> <p>1～2 (略)</p> <p>3 給水装置工事申込書の作成 給水装置工事申込書（第 1 号様式（以下「工事申込書」という。））に必要事項を記入します。</p>	設計	申請	承認	施工	検査	給水	給水装置の設置者(委託代理人 指定工事店)						事前相談	設計	工事申込書	指定金融機関 納金	工事着手	工事完成	事前指導	受付	設計審査	(納付書発行)承認	内容確認	台帳保管					日図 提出	○しゅん工図面 ○市納金領収書(写)					本管せん孔	メーター取付					写真提出	図面提出					メーター出庫	しゅん工検査					合格	内容確認					メーター取付	給水開始					メーター取付	給水開始	
設計	申請	承認	施工	検査	給水																																																																																																																																	
給水装置の設置者(委託代理人 指定工事店)																																																																																																																																						
事前相談	設計	工事申込書	指定金融機関 納金	工事着手	工事完成																																																																																																																																	
事前指導	受付	設計審査	(納付書発行)承認	内容確認	台帳保管																																																																																																																																	
				日図 提出	○しゅん工図面 ○市納金領収書(写)																																																																																																																																	
				本管せん孔	メーター取付																																																																																																																																	
				写真提出	図面提出																																																																																																																																	
				メーター出庫	しゅん工検査																																																																																																																																	
				合格	内容確認																																																																																																																																	
				メーター取付	給水開始																																																																																																																																	
				メーター取付	給水開始																																																																																																																																	
設計	申請	承認	施工	検査	給水																																																																																																																																	
給水装置の設置者(委託代理人 指定工事店)																																																																																																																																						
事前相談	設計	工事申込書	指定金融機関 納金	工事着手	工事完成																																																																																																																																	
事前指導	受付	設計審査	(納付書発行)承認	内容確認	台帳保管																																																																																																																																	
				日図 提出	○しゅん工図面 ○市納金領収書(写)																																																																																																																																	
				本管せん孔	メーター取付																																																																																																																																	
				写真提出	図面提出																																																																																																																																	
				メーター出庫	しゅん工検査																																																																																																																																	
				合格	内容確認																																																																																																																																	
				メーター取付	給水開始																																																																																																																																	
				メーター取付	給水開始																																																																																																																																	

給水装置工事の手続きについて改訂 対照表

新	旧	備考欄
		<p>申込時には、 こちらの面に記入しない。</p>
<p>① 装置場所欄 給水装置を設置する場所の地番を記入</p> <p>② 申込者欄 給水装置の所有者（依頼人）となる方の住所・氏名（ふりがな）を記入</p> <p>③ 使用者欄 給水装置を使用し水道料金を支払う方の氏名を記入</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>④ 代理人欄 代理人となる方の住所・氏名を記入（申込者が三浦市民又は三浦市内に居住する場合は、必要ありません。未記入のままにしてください。申込者が三浦市民又は三浦市内に居住しない場合は、三浦市民を指定していただきます。）</p> <p>⑤ 委任状欄 委任代理人の住所・氏名（この住所・氏名は、工事の手続きの委任を受けた指定工事店をいいます。）を記入 委任者の住所・氏名（この住所・氏名は、申込者欄と同一）を記入</p>	<p>① 装置場所欄 給水装置を設置する場所の地番を記入</p> <p>② 申込者欄 給水装置の所有者（依頼人）となる方の住所・氏名（ふりがな）を記入の上、押印（押印箇所すべてシャチハタ等、インク式のもの不可）</p> <p>③ 使用者欄 給水装置を使用し水道料金を支払う方の氏名を記入</p> <p>④ 所有者の同意等欄 第三者の家屋又は土地に給水装置を設置しようとするときや第三者の給水装置から分岐し給水装置を接続しようとするときなど、利害関係人がいる場合には、その利害関係人の住所と署名、押印</p> <p>⑤ 代理人欄 代理人となる方の住所・氏名を記入の上、押印（申込者が三浦市民の場合は、必要ありません。未記入のままにしてください。三浦市民でない方が申込者となる場合に、三浦市民を指定していただきます。）</p> <p>⑥ 委任状欄 委任代理人の住所・氏名（この住所・氏名は、工事の手続きの委任を受けた指定工事店をいいます。）を記入し押印 委任者の住所・氏名（この住所・氏名は、申込者欄と同一）を記入し押印</p>	

給水装置工事の手続きについて改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>⑥ 施工業者欄 委任代理人と同一の指定工事店名を記入</p> <p>⑦ 主任技術者氏名 この給水装置工事を担当する給水装置工事主任技術者の氏名を記入</p> <p>⑧ 使用材料欄 この給水装置工事に使用する材料について記入</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>申込時には、配管図（設計図面を別紙（A4 <u>又は A3</u> に記載したもの）を添付します。</p> <p><u>(図 削除)</u></p>	<p>⑦ 施工業者欄 委任代理人と同一の指定工事店名を記入、押印</p> <p>⑧ 主任技術者氏名 この給水装置工事を担当する給水装置工事主任技術者の氏名を記入、押印</p> <p>⑨ 使用材料欄 この給水装置工事に使用する材料について記入</p> <p><u>左面（表面）は、以上です。</u></p> <p><u>右面（裏面）は、案内図欄とその方位だけ記入します。</u></p> <p><u>右面については、しゅん工検査が終了し完成図と現地が一致していることが</u></p> <p><u>確認されてから記入します。</u></p> <p>申込時には、<u>右面（裏面）に代わり</u>、配管図（設計図面を別紙（A4）に記載したもの）を添付します。</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> </div>

給水装置工事の手続きについて改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>4 工事の申し込み (1)～(3) (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(4)</u> その他 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 住民票の写し（水道利用加入金の減額対象者が申込者の場合に限り ます。） 工事を申込み 1 年以上前から三浦市民で給水装置を所有しない 方が、自ら居住するための目的で給水装置工事（メーター口径 20mm 以下）を申込みときは、加入金の減額対象者となります。 ◦ 三浦市水道（市長）が必要と認める書類 </p> <p>5 受付・審査・承認 (1)～(2) (略) (3) 承認 5 (1)(2)で重大な不備が特に認められない申込み工事については、工 事申込書に承認印を押印し、<u>その写しを</u>返却します。承認の際、納付書 （工事に伴い市に収めていただく金額を記載した納入通知書）を発行し ますので遅滞なく納付してください。</p> <p>(4) 承認までの事務処理期間 工事申込書の受付・設計審査・承認に係る標準事務処理期間は、14 日 間です。 なお、不備な工事申込書を補正するための期間は、標準事務処理期間に 含まれません。 <u>(削除)</u></p> <p>6 施工 設計審査・承認を受けた配管図及び三浦市給水装置工事設計施行基準及び三浦 市給水装置工事取扱要領に基づき、誠意をもって工事を施行します。 承認配管図に従い施工、配管するのが原則ですが、配管や使用材料等に変更が 生ずる場合は、事前に三浦市水道と協議した上で施工してください。 大幅な変更については、「給水装置設計変更届」（第 3 号様式）を提出し再度設 計審査を受ける必要があります。（三浦市給水装置工事取扱要領第 10 章 3 を 参照のこと。）</p>	<p>4 工事の申し込み (1)～(3) (略) <u>(4) 仮しゅん工検査カード</u> <u>工事申込書の左面（表面）と配管図を併せ「写し(A3 二つ折り又は、</u> <u>A4 両面)」を取り諸届欄に「しゅん工検査カード(第 6 号様式)」印を押</u> <u>印、カード印の業者欄には代表者印又は主任技術者印を押印したものを</u> <u>「仮しゅん工検査カード」とします。</u></p> <p><u>(5)</u> その他 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 住民票の写し（水道利用加入金の減額対象者が申込者の場合に限り ます。） 工事を申込み 1 年以上前から三浦市民で給水装置を所有しない 方が、自ら居住するための目的で給水装置工事（メーター口径 20mm 以下）を申込みときは、加入金の減額対象者となります。 ◦ 三浦市水道（市長）が必要と認める書類 </p> <p>5 受付・審査・承認 (1)～(2) (略) (3) 承認 5 (1)(2)で重大な不備が特に認められない申込み工事については、工 事申込書に承認印を押印してこれを返却します。承認の際、納付書（工事 に伴い市に収めていただく金額を記載した納入通知書）を発行しますので 遅滞なく納付してください。</p> <p>(4) 承認までの事務処理期間 工事申込書の受付・設計審査・承認に係る標準事務処理期間は、14 日 間です。 なお、不備な工事申込書を補正するための期間は、標準事務処理期間に 含まれません。 <u>※ 承認後、返却した工事申込書は、将来給水工事台帳として永久に保存さ</u> <u>れるものです。しゅん工検査に合格、配管図を正式に記入し三浦市水道に</u> <u>最終提出するまで大切に取扱ってください。</u></p> <p>6 施工 設計審査・承認を受けた配管図及び三浦市給水装置工事設計施行基準及び三浦 市給水装置工事取扱要領に基づき、誠意をもって工事を施行します。 承認配管図に従い施工、配管するのが原則ですが、配管や使用材料等に変更が 生ずる場合は、事前に三浦市水道と協議した上で施工してください。 大幅な変更については、「給水装置設計変更届」（第 3 号様式）を提出し再度設 計審査を受ける必要があります。（三浦市給水装置工事取扱要領第 10 章 3 を 参照のこと。）</p>	

給水装置工事の手続きについて改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>○本管分岐・せん孔を伴う申込み工事について</p> <p>(1) 本管分岐施行カードの提出</p> <p>三浦市水道事業の配水管からの分岐工事は、本管せん孔を含め指定工事店の配管技能者等、有資格者が施工し、<u>施工後、速やかに写真を提出してください。</u></p> <p>本管せん孔予定日が決まったら、「本管分岐施行カード」を三浦市水道に提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本管分岐施行カード</p> <p>4 (4) に準じ、承認済みの工事申込書と配管図の写しをセットとし、諸届欄に「本管分岐施行カード(第4号様式)」印を押印したものを「本管分岐施行カード」とします。</p> </div>  <p>(2) 道路占用・掘削及び道路使用許可等の確認</p> <p>本管分岐施行カード提出の際、道路占用・掘削許可証及び道路使用許可証並びに市納金領収書の提示又はそれらの写しを提出してください。</p> <p>許可等の確認が取れない申込み工事については、本管せん孔は認められません。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>写真の提出</u></p> <p>本管分岐箇所から第1止水栓までの使用材料、本管分岐箇所から第1水栓までの水圧試験状況、防食コアの挿入状況、配管の埋設状況(延長、土被り、オフセット等)の写真を提出してください。</p> <p>(5) (削除)</p> <p>7 工事完成</p> <p>配管工事が完成したならば、まず、しゅん工図を作成します。</p> <p>現場施工する上で多少の寸法差等が生じてきます。現地施工の配管をできるだけ忠実に図面に再現し、しゅん工図を作成してください。</p> <p>(1) メーターの出庫</p> <p>メーターの出庫には、① 給水申込(開始)届 に ② 工事完成届、③</p>	<p>○本管分岐・せん孔を伴う申込み工事について</p> <p>(1) 本管分岐施行カードの提出</p> <p>三浦市水道事業の配水管からの分岐工事は、本管せん孔を含め指定工事店の配管技能者等、有資格者が施工し、<u>その際には、三浦市水道事業職員の立会確認が必要になります。</u>なお、本管せん孔立会には応分の費用を負担していただきます。</p> <p>本管せん孔予定日の1週間前までに「本管分岐施行カード」を三浦市水道に提出し日程を調整してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本管分岐施行カード</p> <p>4 (4) に準じ、承認済みの工事申込書の左面(表面)と配管図を併せ「写し(A3二つ折り又は、A4両面)」を取り諸届欄に「本管分岐施行カード(第4号様式)」印を押印、<u>カード印の業者欄には代表者印又は主任技術者印を押印したものを「本管分岐施行カード」とします。</u></p> </div>  <p>(2) 道路占用・掘削及び道路使用許可等の確認</p> <p>本管分岐施行カード提出の際、道路占用・掘削許可証及び道路使用許可証並びに市納金領収書の提示又はそれらの写しを提出してください。</p> <p>許可等の確認が取れない申込み工事については、本管せん孔を保留します。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>使用材料の確認</u></p> <p>本管分岐箇所から第1止水栓までの使用材料について予め確認検査を行います。</p> <p>本管せん孔までに余裕をもって受検するようにしてください。</p> <p>(5) <u>水圧試験</u></p> <p>本管分岐箇所から第1止水栓までの配管について本管せん孔の際に水圧試験を実施します。水圧試験に必要な機材等は、指定工事店で用意してください。</p> <p>7 工事完成</p> <p>配管工事が完成したならば、まず、しゅん工図を作成します。</p> <p>現場施工する上で多少の寸法差等が生じてきます。現地施工の配管をできるだけ忠実に図面に再現し、しゅん工図を作成してください。</p> <p>(1) メーターの出庫</p> <p>メーターの出庫には、① 給水申込(開始)届 に ② 工事完成届 ③</p>	

給水装置工事の手続きについて改訂 対照表

新	旧	備考欄																																																																																																																				
<p>市納金領収書の写し を添付し提出します。</p> <p>① 給水申込（開始）届 給水申込届（第 10 号様式）に必要事項（下記記入例のとおり 開始を○で囲み、 に囲まれた部分）を記入したものを。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第 10 号様式（第 11 号、第 13 条、第 17 号関係）</p> <p style="text-align: center;">記入例</p> <p style="text-align: center;">給水申込(開始・再開・中止・廃止)届</p> <p>三浦市長 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>住所 三浦市城山町〇番〇号</p> <p>申込者 (氏名) _____</p> <p>氏名 三浦市朗 電話 046-881-0000</p> </div> <p>三浦市水道事業給水条例第 14 条並びに条例第 23 条第 1 号の規定により下記のとおりにお届けします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>給水装置の設置場所</td> <td>三浦市 初声町下宮田〇〇〇番地</td> <td>詳 頁</td> </tr> <tr> <td>使用者氏名及び旧住所</td> <td>氏名 三浦市朗 電話 046(881)0000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入通知書等送付先</td> <td>住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗 電話 046(881)0000</td> <td>G/L/主注</td> </tr> <tr> <td>用途別</td> <td>一般用 別荘用 業務用(業種: _____) 家・保護民用 公衆浴場用 官公署用 工事用 その他(_____)</td> <td>詳 頁</td> </tr> <tr> <td>給水装置の種別及び番号</td> <td>専用・私設消火せん 第 〇〇〇〇〇 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メーター口径及び希望年月日</td> <td>口径 20 mm 令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料金支払方法</td> <td>1 納入通知書 2 口座振替 (お預金が三浦市での振替口座を使用している場合) 3 その他</td> <td>入 力</td> </tr> <tr> <td>給水装置の所有者</td> <td>住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同給水装置の組合</td> <td>住所 _____ 氏名 _____</td> <td>連 帯</td> </tr> <tr> <td>届出の区分及び執行年月日</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>新規開始 <input type="checkbox"/>再開・中止・廃止 <input type="checkbox"/>給水条例第 40 条を適用 年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>メーター</td> <td>口径 mm</td> <td>単 価</td> <td>計 算</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td>年 月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検定期限</td> <td>年 月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検 針 費</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>水運メーター保管費 水運メーターを確かに保管します。</p> <p>住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗</p> </div>	給水装置の設置場所	三浦市 初声町下宮田〇〇〇番地	詳 頁	使用者氏名及び旧住所	氏名 三浦市朗 電話 046(881)0000		納入通知書等送付先	住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗 電話 046(881)0000	G/L/主注	用途別	一般用 別荘用 業務用(業種: _____) 家・保護民用 公衆浴場用 官公署用 工事用 その他(_____)	詳 頁	給水装置の種別及び番号	専用・私設消火せん 第 〇〇〇〇〇 号		メーター口径及び希望年月日	口径 20 mm 令和〇〇年〇〇月〇〇日		料金支払方法	1 納入通知書 2 口座振替 (お預金が三浦市での振替口座を使用している場合) 3 その他	入 力	給水装置の所有者	住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗		共同給水装置の組合	住所 _____ 氏名 _____	連 帯	届出の区分及び執行年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 新規開始 <input type="checkbox"/> 再開・中止・廃止 <input type="checkbox"/> 給水条例第 40 条を適用 年 月 日		メーター	口径 mm	単 価	計 算	番号	年 月			検定期限	年 月			検 針 費	円			検 針 費	円			検 針 費	円			検 針 費	円			<p><u>メーター出庫伝票(2部)</u> ④ 市納金領収書の写し を添付し提出します。</p> <p>① 給水申込（開始）届 給水申込届（第 10 号様式）に必要事項（下記記入例のとおり 開始を○で囲み、 に囲まれた部分）を記入し、Ⓜの箇所に押印したものを。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第 10 号様式（第 11 号、第 13 条、第 17 号関係）</p> <p style="text-align: center;">記入例</p> <p style="text-align: center;">給水申込(開始・再開・中止・廃止)届</p> <p>三浦市長 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>住所 三浦市城山町〇番〇号</p> <p>申込者 (氏名) _____</p> <p>氏名 三浦市朗 電話 046-881-0000</p> </div> <p>三浦市水道事業給水条例第 14 条並びに条例第 23 条第 1 号の規定により下記のとおりにお届けします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>給水装置の設置場所</td> <td>三浦市 初声町下宮田〇〇〇番地</td> <td>詳 頁</td> </tr> <tr> <td>使用者氏名及び旧住所</td> <td>氏名 三浦市朗 電話 046(881)0000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入通知書等送付先</td> <td>住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗 電話 046(881)0000</td> <td>G/L/主注</td> </tr> <tr> <td>用途別</td> <td>一般用 別荘用 業務用(業種: _____) 家・保護民用 公衆浴場用 官公署用 工事用 その他(_____)</td> <td>詳 頁</td> </tr> <tr> <td>給水装置の種別及び番号</td> <td>専用・私設消火せん 第 〇〇〇〇〇 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メーター口径及び希望年月日</td> <td>口径 20 mm 令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料金支払方法</td> <td>1 納入通知書 2 口座振替 (お預金が三浦市での振替口座を使用している場合) 3 その他</td> <td>入 力</td> </tr> <tr> <td>給水装置の所有者</td> <td>住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同給水装置の組合</td> <td>住所 _____ 氏名 _____</td> <td>連 帯</td> </tr> <tr> <td>届出の区分及び執行年月日</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>新規開始 <input type="checkbox"/>再開・中止・廃止 <input type="checkbox"/>給水条例第 40 条を適用 年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>メーター</td> <td>口径 mm</td> <td>単 価</td> <td>計 算</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td>年 月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検定期限</td> <td>年 月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検 針 費</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>水運メーター保管費 水運メーターを確かに保管します。</p> <p>住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗</p> </div>	給水装置の設置場所	三浦市 初声町下宮田〇〇〇番地	詳 頁	使用者氏名及び旧住所	氏名 三浦市朗 電話 046(881)0000		納入通知書等送付先	住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗 電話 046(881)0000	G/L/主注	用途別	一般用 別荘用 業務用(業種: _____) 家・保護民用 公衆浴場用 官公署用 工事用 その他(_____)	詳 頁	給水装置の種別及び番号	専用・私設消火せん 第 〇〇〇〇〇 号		メーター口径及び希望年月日	口径 20 mm 令和〇〇年〇〇月〇〇日		料金支払方法	1 納入通知書 2 口座振替 (お預金が三浦市での振替口座を使用している場合) 3 その他	入 力	給水装置の所有者	住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗		共同給水装置の組合	住所 _____ 氏名 _____	連 帯	届出の区分及び執行年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 新規開始 <input type="checkbox"/> 再開・中止・廃止 <input type="checkbox"/> 給水条例第 40 条を適用 年 月 日		メーター	口径 mm	単 価	計 算	番号	年 月			検定期限	年 月			検 針 費	円			検 針 費	円			検 針 費	円			検 針 費	円			
給水装置の設置場所	三浦市 初声町下宮田〇〇〇番地	詳 頁																																																																																																																				
使用者氏名及び旧住所	氏名 三浦市朗 電話 046(881)0000																																																																																																																					
納入通知書等送付先	住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗 電話 046(881)0000	G/L/主注																																																																																																																				
用途別	一般用 別荘用 業務用(業種: _____) 家・保護民用 公衆浴場用 官公署用 工事用 その他(_____)	詳 頁																																																																																																																				
給水装置の種別及び番号	専用・私設消火せん 第 〇〇〇〇〇 号																																																																																																																					
メーター口径及び希望年月日	口径 20 mm 令和〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																																																					
料金支払方法	1 納入通知書 2 口座振替 (お預金が三浦市での振替口座を使用している場合) 3 その他	入 力																																																																																																																				
給水装置の所有者	住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗																																																																																																																					
共同給水装置の組合	住所 _____ 氏名 _____	連 帯																																																																																																																				
届出の区分及び執行年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 新規開始 <input type="checkbox"/> 再開・中止・廃止 <input type="checkbox"/> 給水条例第 40 条を適用 年 月 日																																																																																																																					
メーター	口径 mm	単 価	計 算																																																																																																																			
番号	年 月																																																																																																																					
検定期限	年 月																																																																																																																					
検 針 費	円																																																																																																																					
検 針 費	円																																																																																																																					
検 針 費	円																																																																																																																					
検 針 費	円																																																																																																																					
給水装置の設置場所	三浦市 初声町下宮田〇〇〇番地	詳 頁																																																																																																																				
使用者氏名及び旧住所	氏名 三浦市朗 電話 046(881)0000																																																																																																																					
納入通知書等送付先	住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗 電話 046(881)0000	G/L/主注																																																																																																																				
用途別	一般用 別荘用 業務用(業種: _____) 家・保護民用 公衆浴場用 官公署用 工事用 その他(_____)	詳 頁																																																																																																																				
給水装置の種別及び番号	専用・私設消火せん 第 〇〇〇〇〇 号																																																																																																																					
メーター口径及び希望年月日	口径 20 mm 令和〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																																																					
料金支払方法	1 納入通知書 2 口座振替 (お預金が三浦市での振替口座を使用している場合) 3 その他	入 力																																																																																																																				
給水装置の所有者	住所 三浦市城山町〇番〇号 氏名 三浦市朗																																																																																																																					
共同給水装置の組合	住所 _____ 氏名 _____	連 帯																																																																																																																				
届出の区分及び執行年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 新規開始 <input type="checkbox"/> 再開・中止・廃止 <input type="checkbox"/> 給水条例第 40 条を適用 年 月 日																																																																																																																					
メーター	口径 mm	単 価	計 算																																																																																																																			
番号	年 月																																																																																																																					
検定期限	年 月																																																																																																																					
検 針 費	円																																																																																																																					
検 針 費	円																																																																																																																					
検 針 費	円																																																																																																																					
検 針 費	円																																																																																																																					

給水装置工事の手続きについて改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>② 工事完成届 6 (1) 同様に承認済みの工事申込書としゅん工図の写しをセットとし、諸届欄に「工事完成届(第5号様式)」印を押印したものを「工事完成届」とします。</p> 	<p>② 工事完成届 6 (1) 同様に承認済みの工事申込書の左面(表面)としゅん工図を併せ「写し(A3二つ折り又は、A4両面)」を取り諸届欄に「工事完成届(第5号様式)」印を押印、カード印の業者欄には代表者印又は主任技術者印を押印したものを「工事完成届」とします。</p> 	
<p><u>(削除)</u></p> <p>④ 市納金領収書の写し 工事に係る市納金の納入が確認できない申込み工事については、メーターの出庫及びしゅん工検査を行うことはできません。</p> <p>※ メーターは、しゅん工検査時に市の検査員が<u>お渡し</u>します。</p> <p>工事完成前に建築工事用としてメーターを出庫し給水を開始したい場合は、給水申込(開始)届の「使用者氏名・住所」欄及び「納入通知書等送付先」欄は、工事業者等、実際に水道を使用する者とし、「用途」欄は 工事用 として提出します。なお、この場合は、直接メーターをお渡しします。</p> <p>8 しゅん工検査 工事が完成し給水を開始する前に三浦市水道の職員がしゅん工検査を実施します。 しゅん工検査には、工事を担当した主任技術者が必ず立ち会わなければなりません。 検査の申込みは、検査日の1週間前までに「しゅん工検査カード」を提出し余裕をもって日程の調整をしてください。 (しゅん工検査は、平日の火・水・木曜日です。月・金曜日には、検査を行いません。)</p>	<p>③ <u>メーター出庫伝票(2部)</u> 給水工事材料出庫伝票に必要事項(下記記入例、口に囲まれた部分)を記入したもの。 <u>(図 略)</u></p> <p>④ 市納金領収書の写し 工事に係る市納金の納入が確認できない申込み工事については、メーターの出庫及びしゅん工検査を行うことはできません。</p> <p>※ メーターは、しゅん工検査時に市の検査員が<u>お届け</u>します。</p> <p>工事完成前に建築工事用としてメーターを出庫し給水を開始したい場合は、給水申込(開始)届の「使用者氏名・住所」欄及び「納入通知書等送付先」欄は、工事業者等、実際に水道を使用する者とし、「用途」欄は 工事用 として提出します。なお、この場合は、直接メーターをお渡しします。</p> <p>8 しゅん工検査 工事が完成し給水を開始する前に三浦市水道の職員がしゅん工検査を実施します。 しゅん工検査には、工事を担当した主任技術者が必ず立ち会わなければなりません。 検査の申込みは、検査日の1週間前までに「しゅん工検査カード」を提出し余裕をもって日程の調整をしてください。 (しゅん工検査は、平日の火・水・木曜日です。月・金曜日には、検査を行いません。)</p>	

給水装置工事の手続きについて改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>検査で指摘を受けないように現場施工としゅん工図の整合の再確認をお願いします。また、事前に水圧試験を実施し漏水が無いことを確認しておいてください。</p> <p>(1) しゅん工検査カード 7 (1) ② 同様に承認済みの工事申込書としゅん工図の写しをセットとし、諸届欄に「しゅん工検査カード(第6号様式)」印を押印したものを「しゅん工検査カード」とします。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;">  </div> <p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 配管図の提出 しゅん工検査に合格し全ての工事が完了した後、速やかに配管図を提出してください。(メールでの提出も可能です)</p>	<p>検査で指摘を受けないように現場施工としゅん工図の整合の再確認をお願いします。また、事前に水圧試験を実施し漏水が無いことを確認しておいてください。</p> <p>(1) しゅん工検査カード 7 (1) ② 同様に承認済みの工事申込書の左面(表面)としゅん工図を併せ「写し(A3二つ折り又は、A4両面)」を取り諸届欄に「しゅん工検査カード(第6号様式)」印を押印、カード印の業者欄には代表者印又は主任技術者印を押印したものを「しゅん工検査カード」とします。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;">  </div> <p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 配管図の記入 しゅん工検査に合格し全ての工事が完了してから工事申込書の右面に配管図を記入します。</p>	

